

◆行動計画についての入力フォーム◆

追加、高さ調整をして下さい。

該当箇所		修正内容案等	修正等が必要な理由
頁	行		
全体		<p>文章中の具体例はページごと等の注釈にできないか。</p>	<p>わかりやすくするために具体例を文章中に入れているのだと思うが、すべての例をあげられない以上事例が偏ってしまうため誤解を与えるおそれがある。具体例は、どうしても説明上必要な例だけにできないか。</p> <p>また、全体的に長大な構成になっており、実際に必要な方々に利用してもらうにはわかりやすく、できる限り簡潔な構成にする必要がある。</p>
全体		<p>「外来種被害防止行動計画」の名称を再検討いただきたい。</p> <p>→ たとえば、「生物の越境移動(導入)による被害の防止」など。</p>	<p>そもそも生物や種そのものが侵略的なのではなく、ここで問題にしているのは人為による移動や導入、特定の環境において問題になっているのだということを周知し、わかるような内容にすべきである。</p>
全体		<p>緑化植物の分類を次のようにしていただきたい。</p> <p>→</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域由来のもの: 地域性緑化植物 (地域性種苗) 2) 国内由来のもの: 在来緑化植物 3) 国外由来で、国内のみ、または国内外に自然分布しているもの: 外国産在来緑化植物 4) 国外由来で、国外にのみ自然分布しているもの: 外来緑化植物 	<p>外来種被害防止行動計画(仮称)素案には外来種が「外来種」、「国内由来の外来種」の2通りに区分され、それぞれの定義が記載されているが(第1章 基本認識及び目標 p.3 17行目～)、緑化で使用されている植物を考える場合にはより適切で理解しやすい用語、さらに詳細な区分が必要になる。</p> <p>現在、緑化の分野では左記のような表記がようやく浸透してきた段階であり、この用語を踏襲することを望む。</p>

<p>全体</p>	<p>「侵略的外来種リスト」の名称を再検討いただきたい。</p> <p>→ たとえば「取り扱いに注意を要する外来生物のリスト」「社会や生態系への被害が懸念される外来種リスト」などとしてはどうか。「社会や生物多様性に影響を与える可能性のある種」といった表現が望ましい。</p>	<p>人為による影響を問題にすべきであり、「侵略」という言葉はある生物種そのものが悪いものだと誤解を生じると懸念される。有用植物や生き物そのものの排除につながらないような内容・名称にして頂きたい。</p> <p>総論承認の中で、各論に関するすべての種のそれぞれの検討がおろそかにされることは非常に危険である。すでに長い時間、わが国において有用植物として利用されてきたビワやキリのような植物がその代表的な例である。逆に言うと、全国土面積の10%以上を占めているスギの植栽を国内産外来種として列挙しないことはおかしいことではないか。これらの植物も含めて、総論承認の中で掲載されるすべての種が十把一絡げで同様に扱われることは、日本の文化、伝統的に培われてきた技術を否定することにもつながるものであり、安直な判断は回避すべきである。</p> <p>また、前文24行目に「侵略的外来種」とは、“生物多様性に対するものではなく、人の生命・身体や農林水産業へも大きな被害を与えています”とある。リストの名称に「侵略的」を冠するのであれば、前文26-28合目に記載されている「重要な役割」を有している種は除外することが原則となる。この「重要な役割」をどのように評価しているのか疑問である。</p> <p>先に「要注意外来生物リスト」が公表されて以降、外国産在来種の活用は全国的に拡大した。侵略的外来種リストの公表により浸透性交雑のリスクが大きい外国産在来種の利用をさらに促進する結果を招くことを危惧する。</p>
<p>全体</p>	<p>少なくとも植物種に関しては、まずは暫定リストから始めるべきである。</p> <p>誰もが認める危険性の高い種に限ってブラックリストに載せるべきで、それ以外の種に関しては、たとえば、全国的に注意喚起したい種はイエローリスト、一部の地域においてのみ注意を要する種はブルーリストのようにカテゴライズしていただきたい。</p>	<p>それぞれの種に関して、その特性(特に蔓延の可能性があるかどうか)の十分な情報収集とその検討、危険性がある地域の特定、危険性にかかわらず侵入が許されるべきでない地域の選定、等を明確に示し、それが完了した種(すなわち、誰もが危険性を認める種)から確定リストに掲載していくと行った慎重さが必要である。</p> <p>検討に関しては、期限設定に惑わされず、確実に確信を持つことができた種から順次、決定リストとして順次、公表されることを望む。</p> <p>国内由来の外来種と国外由来の国内種は、異なるカテゴリーとして明示すべきである。</p> <p>琉球・小笠原地域のみではなく、できる限り詳細な地域区分に基づいた評価リストを作るべきである。たとえば、行政区、植物区系図、自然保全地区の優先度別、などを組み合わせた地域区分が必要である。</p> <p>これによって真に保護が必要な生態系あるいは地域を抽出し、地域ごとのブラックリスト種、イエローリスト種のリストアップとその地域への非意図的な侵入も視野に入れた対策(ガラパゴス島におけるような)の明示を行うべきである。</p>

全体		<p>有用な外来生物に関する記述全般について書き直していただきたい。</p>	<p>代替種が見つけれない種に関しては、代替種の検討の継続、否定することによって生じる経済的損失の補填、代替種が見つかった場合のその利用に向けての経費の担保などが保証される必要があり、それに関する記載も必要である。</p> <p>古くからみどり豊かな国土づくりに貢献してきた事実(重要な役割)のある植物を、他の外来種と同列に「侵略的」と位置づけるのは環境教育の面からも大きな問題である。</p>
全体		<p>緑化植物に関しては、今回の行動計画と種リストの作成にあたり、その意味を真に理解できる行政官を育成することも視野に入れていただきたい。</p>	<p>現在の公共事業(緑化工事)は外来種の使用を前提としているという実態を重く受け止め、外来種を用いない緑化が可能な形に公共事業を改善する方向性を行動計画の中で示すべきである。</p> <p>緑化植物に関しては、発注者の意識の低さが大きな問題になっていると考えられる。特に公共事業においては、その傾向は大きいと考えられる。これによって「良心ある」施工者が泣いてきたと言っても過言ではない。</p>
全体		<p>「4. 侵略的外来種の導入の防止(予防)」および「6. 同種の生物導入による遺伝的攪乱に関する対応」の中で、環境省・国交省・農水省・林野庁らが2007年にまとめた「調査対象種の取扱方針(案)」に記載されている環境区分の考え方がなぜ示されていないのであろうか。</p> <p>施工地周辺の環境に応じて(ゾーニング)緑化で使用する植物を検討する環境区分の考え方は、外来植物問題を解決する上で有効な方法であり、行動計画には、「調査対象種の取扱方針(案)」をベースに緑化植物に関する問題を解決していく方向性を示していただきたい。</p>	<p>侵略的外来種リストの公表に並行して、外来種被害防止行動計画の中で4省庁が示した「調査対象種の取扱方針(案)」(環境省ら2007)をベースに、公共事業そのものを改善することである。これにより、法面緑化における外来種対策の主流化が実現すると考える。</p> <p>日本緑化工学会では、2002年に「生物多様性保全のための緑化植物の取り扱いに関する提言」を公表し、これを受けて2004年に発表された日本緑化工学会斜面緑化研究部会が施工地の環境区分に応じて使用植物を制限する方法を提案しており、ゾーニングの考え方として参考としていただきたい。</p> <p>同様な考え方は、「林野公共事業における生物多様性に配慮した緑化工の手引き」においても採用されている。</p> <p>また、生物多様性に配慮した緑化を実現させるためには、外来種による急速緑化を前提とする従来の「法面緑化工」から分離し、「自然回復緑化工」という別の新たな工種として位置付ける必要がある。</p> <p>そのためにも、「調査対象種の取扱方針(案)」をベースとする考え方は重要で、こうした方向性が地域性種苗に関係する国内産業の育成にも大きく寄与し、緑化植物に起因する外来種問題解決への流れが進展していくと考える。</p>

1	20	<p>次のように修正願いたい。</p> <p>「さらに、その損失の4つの大きな要因の一つである、侵略的外来種の影響が近年顕著であるとしています。」</p> <p>→</p> <p>「そして、「現在、我々が享受している物質的に豊かで便利な国民生活は、過去50年の国内の生物多様性の損失と国外からの生態系サービスの供給の上に成り立ってきた。2010年以降も、過去の開発・改変による影響が継続すること(第1の危機)、里地里山などの利用・管理の縮小が深刻さを増していくこと(第2の危機)、一部の外来種の定着・拡大が進むこと(第3の危機)、気温の上昇等が一層進むこと(地球温暖化の危機)などが、さらなる損失を生じさせると予想され、間接的な要因も考慮した対応が求められる。そのためには地域レベルの合意形成が重要である。」としており、国全体と地域レベルと双方の取り組みが必要であるとしています。」</p>	<p>「4つの大きな要因の一つである、侵略的外来種」の影響に関して、「これを侵略的にしている」要因として他の3つの要因に関して言及しない(種リストにおいても)ことは片手落ちである。</p> <p>外来種が侵略的になる大きな要因のひとつは(特に植物では)開発により外来種の定着に適した立地が提供されることや、管理されていたハビタットが管理されなくなったり(耕作放棄地や里山など)して環境が変化することが大きな原因となっている。最重要な「定着させない」対策の抜本的問題はここにある。</p>
2	10	書き直しを検討願いたい。	自然がもたらす恵み(生態系サービス)に関して、史前帰化種も含めて否定するものではなかったはずの愛知目標に関して、より明確な定義付けをした上で行動計画を策定すべきである。
2	17	<p>段落末、もしくは次の段に次の一文を追加願いたい。</p> <p>→</p> <p>「さらに愛知目標では、「伝統的知識が尊重され、主流化される。」、「生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。」とされており、日本人が長い年月をかけて育ててきた生き物との深いつながりや有用生物の活用については今後も積極的にイニシアティブをもった取り組みをする必要があります。これらの有用生物とのつきあい方や歴史を正しく認識し、考えていくことが外来種について対策をとる上でも重要な視点となります。」</p>	<p>伝統的な生活や正しい知識による生物管理を継続する(SATOYAMAイニシアティブのような)取り組みが、外来種対策の根本的姿勢であろうと考えられるので、何を大切にするために外来種に対する取り組みが必要なのか、愛知目標を同時に引き合いに出して説明した方がよい。</p> <p>また、代替種の開発や活用などは愛知目標の「生物多様性に関連する知識」に相当しますので、こちらでもここで引き合いに出しておいた方が後の対策をしやすいのではないかと。</p>
3	17~	<p>「外来種」、「国内由来の外来種」の定義を見直して頂きたい。</p> <p>→</p> <p>「地域性の生物」「在来の生物(国内)」「外国産(地域外)の在来生物」「外来の生物」に分けないと、違いを表現できません。</p>	<p>たとえば自然分布範囲が日本国内及び周辺国にまで及ぶヨモギやススキ等は植物形態的にも遺伝的にも日本産と外国産では違いがあるが、これらはここに定義されている「外来種」でも「国内由来の外来種」にも該当しない。</p> <p>これらの種は「外国産在来植物」として明確に区分することが緑化分野では必要である。</p> <p>緑化の現場では芝草や牧草などの外来植物の使用が抑制され、その分を外国産在来緑化植物で補われているため、日本に生育する在来種との交雑による植物生態系攪乱がより懸念される状況にある。</p>

3	21	<p>次のように修正願いたい。 「自然分布域を越えて国内の他地域に導入される植物種」 → 「自然分布域を越えて国内の他地域に導入される生物種や、分布域内でも遺伝的形質が異なる集団が導入される個体群については」</p>	<p>31行目以降に記載があるが、実際のリストでは同列で扱うので、ここでもきちんと同列に扱った方がよいと考える。</p>
3	22	<p>「国内由来の外来種」は名称を再検討願いたい。 → たとえば「越境導入種(もしくは越境導入された外来種)」「非自然分布種(もしくは非自然分布の外来種)」など</p>	<p>委員会議事録でも検討された記録があるが、やはり日本語として意味が通っていないので、「内容を知っている者でなければ意味がわからない言葉」であり、将来のためにも今の段階で言い換えをお願いしたい。</p>
3	33	<p>さらに、の前に次の一文を追加願いたい。 → 「また、これまでに外来種の使用抑制等のために大量に導入された外国産外来種の問題についての対策についても取り扱うものとします。」</p>	<p>有用生物の外来種対策のために問題になっていることであり、より問題が深刻であるため、できるだけ冒頭に「強く」記載する必要がある。</p>
5	22	<p>「ハリエンジュが河道内に高木林を形成すること等による治水・利水への影響・被害」 → 削除願いたい。</p>	<p>ハリエンジュが河道内に定着するのは土壌の移動、攪乱が少なくなったことなどが主要因として影響しており、攪乱に依存している在来植物の衰退の直接的原因がハリエンジュのみとは言えない。 治水への影響も他植物が定着しても同様の問題は起こりうるため「外来種問題」ではないので不適切である。</p>
6	14	<p>「分布拡大期」の用語を再検討頂きたい。 → たとえば「帰化」。</p>	<p>定義と用語が一致していない。 ここで示されている定義は一般的に使用し普及している「帰化生物」とほぼ同義である。</p>
9	36	<p>特定の地域に限定して大きな影響を及ぼす外来種 については、リストを分けたらどうか。</p>	<p>効果的な防除のためには、地域を指定したリストがあった方が効果的である(啓発に利用しやすい、事業に反映されやすい)。</p>
11	20	<p>次のように修正願いたい。 「全国各地において侵略的外来種による」 → 「全国各地で、一部の種、もしくは地域において外来種による」</p>	<p>地域によって状態が異なることが理解できるような表現が必要である。</p>
11	29	<p>項目を追加願いたい。 → 「・外来種主体の公共事業の見直しによる、外来種や国内由来の外来種対策の推進」</p>	<p>公共事業・工事で主体となっている、単年度での事業、市場単価の発注方式では早く工事ができ、価格の安い植物種子として外来種をベースとする方式が採用されている。この問題を改善することが、植物に関する外来種対策の主流化につながる。</p>

16	20	<p>次のように修正願いたい。 「〇意図的に導入される外来種の適正管理」 → 「〇意図的に導入される外来種の使用抑制と適正管理」</p>	<p>17頁の「その他の対策」のところで詳しく述べるが、そもそも「意図的な導入」をおさえるため、外来種の使用を抑制した、もしくは使用しない方法を採用しやすいよう文言を追加すべきである。</p>
16	24	<p>以下の項目を追加願いたい。 → 「・国と地方公共団体は、外来種問題に対応するための事業の発注方法・管理方法・検査方法等を検討し、実施する」 「・地域性を考慮した、もしくは地域由来の生物資源の積極的な供給体制が確立され、必要な立地で利用されている」</p>	<p>可能な範囲、優先すべき環境区分・立地において「意図的な導入」を積極的に減少させる対策を取るべきである。外来種の使用を抑制した、もしくは使用しない方法を採用しやすいよう取り組むべきである。 緑化植物の問題は現在の公共事業に起因している。例えば、市場単価方式による外来種主体の「法面緑化工」とは別に、地域性種苗や国内産在来種による「自然回復緑化工」を新設するなどの対策が求められる。</p>
16	31	<p>次の項目を追加願いたい。 → 「種ごとに地域別の重要度の指針を作成する」</p>	
16	31	<p>次の項目を追加願いたい。 → 「・里山等、半自然環境の適切な維持管理により、外来種の侵入しづらい環境を保全するための管理手法や方策の検討がなされ、地域ごとの方針がたてられている」</p>	<p>外来種が侵略的になる大きな要因のひとつは（特に植物では）開発により外来種の定着に適した立地が提供されることや、管理されていたハビタットが管理されなくなったり（耕作放棄地や里山など）して環境が変化することである。 「定着させない」対策として、目標に明記すべきと考える。内容文面は検討を要す。</p>
17	8	<p>この後に項目を追加願いたい。 → 「・既存の代替種利用方法や外来種を使用しない方法の積極的な採用がされている」 「・国内各地の地域性種苗や国内産在来種の生産状況、流通状況を把握し、適正な利用の促進がはかられている」</p>	<p>「国外由来の国内種」への対応について、新たな方向性を示していただきたい。 実際に地域性種苗や国内産在来種のみを使用した事業の実施は可能な場合があるが、実際に採用されることは（主にコスト面、工期の点から）少ない現状であるので、目標として明記することで積極的な採用を促していく必要がある。</p>
17	13	<p>この後に項目を追加もしくは修正願いたい。 → 「・地域性を考慮した方法の積極的な採用方法が確立し、国をはじめとする各種団体により実施されている」 「・国内各地の地域性種苗の生産状況、流通状況を把握し、適正な利用の促進がはかられている」</p>	<p>実際に地域性種苗国内産在来種のみを使用した事業の実施は可能な場合があるが、実際に採用されることは（主にコスト面、工期の点から）少ない現状であるので、目標として明記することで積極的な採用を促していく必要がある。</p>
17	22	<p>この後に項目を追加願いたい。 → 「・地域性種苗国内産在来種の生産や流通の実態を把握し公開すると共に、積極的な採用を支援するための施策を行う」</p>	<p>ただ「外来種を使うな」の言いつ放しでは無責任で、代替となる生物資源を積極的に使用するようにはしないといけない。</p>

17	26	<p>⑧ その他の対策 に追加願いたい。 → 「各種事業に採用されている仕様書、マニュアルを調査検討し、内容や採用方法を見直し、外来種を使用しない方法を助長するような内容に改定し、積極的に採用する」</p>	<p>提案内容は緑化等事業に採用される植物等が現在は実際、発注内容により決められているためである。本行動計画において「代替種の開発と利用」といった表現が随所にみられるが、すでに地域性種苗や国内産在来種を用いる手法工法や、外来種を使用せず自然侵入を促進する工法などは技術的に可能なケースが多いものの、実際に採用されることはほとんどないのが実態である。</p> <p>実態として工事費が高くなる、単年度での発注が難しい等のため、特別に許される場合を除けば公共事業での使用は、無駄遣い、贅沢と判断されるという懸念から使用が伸び悩んでいる。</p> <p>また現在の工事費の積算体系、市場単価の決定方式がコストが割高の工法の採用を拒んでいる。</p> <p>率直に言えば、生物多様性のために工事単価が上昇すること、単年度では事業が終了しない場合が多いこと、工事終了後の維持管理・保全にこそ資金と手間が必要なことを発注者が認識し、市場調査機関や、会計検査院にも十分に説明出来る知識・認識が必要であり、そのような人材を育成することがこの行動計画の目標であるべき、ということになる。</p>
17	26	<p>⑧ その他の対策 に追加(2)願いたい。 → 「公共工事で地域性種苗や国内産在来種が使用できる発注方法への改善」</p>	<p>たとえば多くの緑化工事は市場単価方式により積算・発注されるため、工事受注後に発注額の増につながる在来種に設計変更することが困難である。</p> <p>また、地域性種苗や国内産在来種の多くは市場に流通していないため、単年度発注の工事で在来種を調達して緑化工事を行なうことも難しい。</p> <p>公共事業においては発注官庁が現場に応じて各市場単価による工事・事業を実施するのか、または市場単価方式に含まれない地域性種苗、国内産在来種などの代替種による事業方式(たとえば「自然回復緑化工」など)を実施するのかを、あらかじめ施工対象地の環境評価を行った上で決定する必要がある。</p>
18～	2章全体	<p>外来種対策の理解と協力を得るための普及啓発と教育の推進 について</p>	<p>正しい方向性を持った「普及啓発と教育の推進」を行うために、対象としてあげられているすべての種について説明ができるだけの科学的根拠(体験則、見た目の感想ではなく)を示した上での説明責任が持てるようにすべきである。</p> <p>また、これをしっかりと行うのであれば、リストにはあがっていない、トマト、ジャガイモといった有用作物も外来種であることは明記する必要がある。</p>

19	2	<p>本文の冒頭に次の文章を追加願いたい。</p> <p>→</p> <p>「まず、国民や各種主体に広く、生き物に対する愛情や自然に対する畏怖の気持ちを醸成し、生態系のバランスが以下に繊細なバランスの元に成り立っているのかを認識できる素養を育むことが大切です。自分たちの暮らす大切な環境を守るために行動をするのだという意識が根底に必要です。」</p>	<p>現状の文言では、大切な自国・地域の環境を守るための指針であり行動であることが明記されておらず、積極的な行動に結びつかないと考えられる。</p> <p>このような、意識のベースアップを図りながら取り組む姿勢が、問題の解決に結びついていくと考える。</p>
19	24	<p>段落末に次の文章を追加願いたい。</p> <p>→</p> <p>「・生き物の個体や種そのものが問題なのではなく、人為的な影響や行動が問題の根本であるため、生き物や生態系に対する正しい認識を持ち、それぞれが行動することが外来種問題の解決、対策の推進には重要となります。」</p>	<p>同頁2行目と同じ意識ですが、問題の根本は人為的影響なので、「理解の段階」にこの記載は必須と考える。</p>
21	4~7	<p>「『侵略的』というと・・・悪いというわけではありません。」</p> <p>→</p> <p>このことを基調にした書き方を、全編にわたって行う必要がある。</p> <p>全体の文章表現をこのことをもとにして再考願いたい。</p>	<p>全体的に、外来種が「悪い物」として扱われている(表現されている)が、生物そのものが悪ではないという姿勢が弱いように感じる。</p>
23	2	<p>HPからの引用のようであるが、次のように記載すべきなので検討願いたい。</p> <p>「不可欠な外来種もいます。」</p> <p>→</p> <p>「不可欠な外来種はたくさんあります。主なものは種リストの「・・・」に示しました。」</p>	<p>あまりに説明が簡単すぎるので、有用な外来種の理解につながらない。</p>
24	12	<p>次の2項目を追加願いたい。</p> <p>→</p> <p>「・侵略的外来種の使用状況の把握と使用後の管理の有無」</p> <p>「・各種主体で採用されている事業・方法がどのような基準(市場単価方式など)で採択され発注されているのかという情報の整理」</p>	<p>実際の事業でどの程度使用され、事業がどのような基準で採択されているのかという状況を把握しないと、改善方法の提示には至らない。</p> <p>また、その後の管理実態を把握することが対策には必要である。</p>
24	15	<p>次の項目を追加願いたい。</p> <p>→</p> <p>「・代替種を使用する事業、外来種を使用しない方法がどの程度利用されているのかを把握する」</p> <p>「・市場単価方式の対象外とした公共事業・工事の実施情報の把握と整理を行う」</p> <p>「・発注後に増工により地域性種苗や国内産在来種等を使用した事業への設計変更を認めた工事等の事例・情報整理」</p>	<p>同頁12行目と同じ意味であるが、実際の事業でどの程度、どのような基準で採択されているのかという状況を把握しないと、改善方法の提示には至らない。</p> <p>この部分が非常に簡素に書かれていることに表されているように、基礎情報の収集がまだ十分ではなく、これに関する調査研究が重要であることを強調する必要がある。</p>

25	19	<p>「保護地域」のほか、次の項目を追加願いたい。</p> <p>→</p> <p>「※影響を受けやすい生態系・群落：高山帯、湿地、海岸部など、不可逆的な影響を受けやすい地域は最優先で取り組むべき地域です」</p>	<p>人為的影響、環境変化の影響を受けやすい生態系・群落、たとえば高山帯、湿原、海岸部、継続的な管理が不可欠な里地里山など、不可逆的な影響を受けやすい地域等は最優先で取り組むべき地域である。</p> <p>このような立地区分の仕分けがまず冒頭にあるべきである。</p> <p>湿地(ウエットランド)は、川の始まりから海の浅いところまで、山地水域から湿原、湖沼、河川、人工水系を含み、干潟、マングローブ林、サンゴ礁、藻場などの沿岸域までを指す。</p>
26	3	<p>このあとに、次の文章を追加願いたい。</p> <p>→</p> <p>「侵入状況を時間軸で評価する。「史前帰化種」「江戸時代(西洋化)以前導入種」は緊急性が低い」</p>	<p>俗に言われる「史前帰化種」、「江戸時代(西洋化)以前導入種」などは今更緊急性があるとは考えにくい。</p> <p>それらの種を即時性の高い種と混同するのは、優先度の視点から問題が大きいと考える。</p>
26	10	<p>次のように修正願いたい。</p> <p>「対策の必要性、対策の実行可能性、実効性、効率性(費用対効果等)から、」</p> <p>→</p> <p>「対策の必要性が高いところから優先して取り組むこととし、次に対策の実行可能性、実効性、効率性(費用対効果等)から、」</p>	<p>現状の文言では、必要性よりも「できる・やりやすい対象・内容・手法」が優先度が高くなる可能性がある。あくまで必要性の高いところから取り組む姿勢を示すことが重要である。</p>
27	4~5	<p>この部分に、「全体」の中で指摘したゾーニングの考え方を示すように検討願いたい。</p>	<p>ゾーニング(環境区分の考え方)は総合的な検討手段となり得る。</p>
28	28	<p>次のように修正願いたい。</p> <p>「場合は、代替種の開発を進めることが」</p> <p>→</p> <p>「場合でも、外来種の利用量を抑制する方法の採用や、代替種の部分利用をすること、そしてさらなる代替種の開発を進めることが」</p>	<p>二者択一ではなく、やむを得ず使用する場合でも最小限に抑える手法を選択できるよう改めて頂きたい。</p>
29	21	<p>次のように修正願いたい。</p> <p>「大量に産業利用されていますが、」</p> <p>→</p> <p>「発注内容や検査方法の規定に合わせて、必要以上に使用されていることもあります。」</p>	<p>必要以上の量の種子が使用されていることが逸出のひとつの原因でもある。</p> <p>それは、単年度事業に合わせた検査内容が植被率を基準としていること等が要因となっておりそれらの問題点をここで指摘したい。</p>

29	24	<p>段の最後に以下の文用を追加願いたい。</p> <p>→ 「管理が難しい場合は市場単価方式の対象外として、地域性種苗や国内産在来種による緑化を発注することが必要です。また、外来種を使用すべきではない生物多様性保全上重要な地域をはじめとする緑化事業については、外来種の使用をベースとする市場単価方式の対象外とし、地域性種苗や国内産在来種を用いる場合には種子採取や苗木育成などの準備期間を含めて発注するなど、生物多様性に配慮した緑化が無理なく適用できる環境を整備する対策が必要です。」</p>	<p>実際に地域性種苗のみを使用した事業の実施は可能な場合が多いが、実際に採用されることは少ないのが現状である。</p> <p>「意図した導入」の一番の原因となる、公共事業等の際、発注内容選定の指針として明記することで積極的な採用を促すべきである。</p>
33	19	<p>次のように修正願いたい。</p> <p>「対策の優先度と」</p> <p>→ 「対策の優先度の高い地域や種から実施することとし、」</p>	<p>優先度の高い種や地域にまず取り組む、という姿勢を示した方がよい。</p>
33	25	<p>段の最後に次の文章を追加願いたい。</p> <p>→ 「また定着状況について、それぞれの種に対して時間軸を加えた評価を行って全国的に問題と考えるべき種なのか、特定の地域で対策を行うべき種なのか、どちらなのか判断したうえで対策を検討するべき種を選定する必要があります。」</p>	<p>未定着、定着初期、分布拡大期、蔓延期の評価は当然、地域によって異なっているはずである。そうでない種は逆に少ないと考えられることから、全国的に問題と考えるべき種をまず別に明記し、それ以外の種についてはすべて、地域ごとに未定着等々の判定を示すべきであり、そのことを明記すべきである。</p> <p>また、蔓延期とされている種についてはそのような状況になってからの時間を種ごとに示すべきである。</p> <p>非常に緩やかに、あるいは人為的(歴史的)に現状に至った種については別扱いになるはずである。</p>
34	22	<p>次のように修正願いたい。</p> <p>「当該地域の生態系管理の一環として、国立公園等の管理や希少種の保全等とも連動させて実施することが重要です」</p> <p>→ 「当該地域の生態系管理の一環として、広域的な土地利用計画や流域管理、農林水産や国土管理の各分野とも連動させて実施することが重要です」</p>	<p>国立公園等の管理や希少種の保全等、だけでは不足である。国土の保全、広域的な利用計画や保全計画との連携が重要である。</p>

36	11	<p>段の最後に次の文章を追加願いたい。</p> <p>→</p> <p>「また、外来種を使用すべきではない生物多様性保全上重要な地域をはじめとする緑化事業等については、外来種の使用をベースとする市場単価方式の対象外としたり、地域性種苗や国内産在来種を用いる場合には種子採取や苗木育成などの準備期間を含めて発注するなど、生物多様性に配慮した緑化が無理なく適用できる環境を整備する対策が必要です。」</p>	<p>「基本的な考え方」として、積極的に取り組む姿勢を明記して頂きたい。</p>
37	4	<p>段の最後に次の文章を追加願いたい。</p> <p>→</p> <p>「また、遺伝的攪乱を防ぐ対策に関連して、地域性の生物資源(種苗等)の利用奨励、そのための制度や産業界のバックアップ体制の構築が必要ですが、このような対策が取られている状況だとは言えず、今後社会全体で取り組んでいく必要があります。」</p>	<p>社会体制の構築、施策に関係する部分まで言及していただきたい。言いつばなしは無責任である。</p>
38	19	<p>次のように修正願いたい。</p> <p>「農林水産の各分野」</p> <p>→</p> <p>「農林水産や国土管理の各分野」</p>	<p>国土交通省所管分野での研究が行われていることも反映すべきである。</p>
39	10	<p>次のように修正願いたい。</p> <p>「・特に侵入初期における外来種の分布、個体数等の動態に関する情報の収集と分析」</p> <p>→</p> <p>「・地域ごとに問題となっている外来種の分布や拡大の有無・経年変化に関するモニタリングデータの収集と蓄積」</p> <p>「・貴重な生態系、特に問題の大きい立地の区分整理や、その立地区分における外来種の動態に関する情報の整理」</p>	<p>外来種の動態がどこでどのように問題になっているのか、個別事例の域を出ていない。継続的なモニタリングを行う態勢を構築すべきである。</p> <p>また基本的な方針を決める際に地理区分、立地区分で問題となる地域を指定するための情報整理と、その情報による実際の立地区分・条件指定を早急に行うべきである。</p>
39	16	<p>次のように修正願いたい。</p> <p>「・産業利用されている外来種についての、生態系等に係る被害を及ぼさない代替種の探索と利用法の確立」</p> <p>→</p> <p>「・産業利用されている外来種についての、生態系への被害を及ぼさない代替種の探索と開発、および利用法の確立」</p> <p>「・外来種を使用しない方法や、使用量を極力抑える方法を採用するための社会基盤の整備」</p>	<p>外来種を使用しない手法、遺伝系統に配慮した事業を積極的に後押しする内容にして頂きたい。</p>

39	18	<p>次のように修正願いたい。 「・生物の導入に伴う遺伝的攪乱の影響の把握と評価」 → 「・近縁もしくは同種で異なる地域系統の生物導入に伴う遺伝的攪乱の影響の把握と評価、特に考慮すべき地域の指定」</p>	<p>遺伝的攪乱には交雑の問題と、種内の遺伝子攪乱があるので、両方を記載する必要がある。 また、特に交雑や遺伝子汚染に配慮する地域が指定出来るよう、情報整理する必要がある。</p>
41	7	<p>次のように修正願いたい。 「・各種事業に関わる外来種の適正な管理や代替種の開発及び利用等により、外来種の利用に伴う被害の防止を図ります。」 → 「・各種事業では、やむを得ない場合に限り侵略的外来種を用いることとし、使用する場合は将来にわたる管理計画を策定し、実施します。」 「・代替種の開発を促進するとともに、外来種を使用しない方法や代替種利用法を積極的に採用し、外来種の利用に伴う被害の防止を図ります。」</p>	<p>本行動計画においては「代替種の開発と利用」といった表現が随所にあるが、たとえば緑化に関しては、遺伝系統に配慮した地域性系統や国内産在来種を用いる手法や、外来種を使用しない手法などが既に開発されており、これらの積極的な使用を促す役割があると考えられる。 また、現在国土保全に関する事業は発注から検査については厳密に規定があり実施されているが、維持管理に関して非常に手薄である。外来種問題に対応するには、維持管理の方が重要になる。</p>
41	30	<p>文末に以下を追加願いたい。 → 「所管する事業では、生物多様性に配慮した事業に取り組み、また、既存の代替種利用法や外来種を使用しない方法の積極的な採用を実施します。」</p>	<p>道路法面等の緑化においては、地域性種苗や国内産在来種を用いる工法や、外来種を使用せずに森林表土中のシードバンクを利用する工法、自然侵入を促進する工法などが既に開発されている。国土交通省では、そういった工法の採用のため、「道路土工指針」に技術的基準を既に示している。しかし、それらは、外来種を使用する緑化工法に比較して、工事費が割高なものとなるため、国立公園の特別地域など、自然環境への配慮が必須の場合を除けば、あまり採用されていない。 その原因として考えられることに、ひとつは、公共事業で施工単価の高額な工法を採用することは、会計検査などにより無駄遣いと指摘される懸念があることがあげられる。 もうひとつは、請負工事費の積算に使用される標準的な緑化工の単価が、外来種を用いた工法の市場調査により決定されたものであるため、生物多様性に配慮した工法の選択を難しいものとしている実態がある。 もし、行動指針において踏み込んだ記述が可能であれば、外来種を使用しない工法を広く自然地域で使用すること、工事発注において適正な単価を用いて予定価格を積算することを記述すべきであり、少なくとも「積極的な採用」が必要とすべきである。</p>

41	34	<p>文末に以下を追加 → 「所管する事業では、生物多様性に配慮した事業に取り組み、また、既存の代替種利用法や外来種を使用しない方法の積極的な採用を実施します。」</p>	<p>道路法面等の緑化においては、地域性種苗や国内産在来種を用いる工法や、外来種を使用せずに森林表土中のシードバンクを利用する工法、自然侵入を促進する工法などが既に開発されている。国土交通省では、そういった工法の採用のため、「道路土工指針」に技術的基準を既に示している。しかし、それらは、外来種を使用する緑化工法に比較して、工事費が割高なものとなるため、国立公園の特別地域など、自然環境への配慮が必須の場合を除けば、あまり採用されていない。</p> <p>その原因として考えられることに、ひとつは、公共事業で施工単価の高額な工法を採用することは、会計検査などにより無駄遣いと指摘される懸念があることがあげられる。</p> <p>もうひとつは、請負工事費の積算に使用される標準的な緑化工の単価が、外来種を用いた工法の市場調査により決定されたものであるため、生物多様性に配慮した工法の選択を難しいものとしている実態がある。</p> <p>もし、行動指針において踏み込んだ記述が可能であれば、外来種を使用しない工法を広く自然地域で使用する、工事発注において適正な単価を用いて予定価格を積算することを記述すべきであり、少なくとも「積極的な採用」が必要とすべきである。</p>
42	2	<p>文末に以下を追加願いたい。 → 「また、既存の代替種利用法や外来種を使用しない方法の積極的な採用を実施します。」</p>	<p>道路法面等の緑化においては、地域性種苗や国内産在来種を用いる工法や、外来種を使用せずに森林表土中のシードバンクを利用する工法、自然侵入を促進する工法などが既に開発されている。国土交通省では、そういった工法の採用のため、「道路土工指針」に技術的基準を既に示している。しかし、それらは、外来種を使用する緑化工法に比較して、工事費が割高なものとなるため、国立公園の特別地域など、自然環境への配慮が必須の場合を除けば、あまり採用されていない。</p> <p>その原因として考えられることに、ひとつは、公共事業で施工単価の高額な工法を採用することは、会計検査などにより無駄遣いと指摘される懸念があることがあげられる。</p> <p>もうひとつは、請負工事費の積算に使用される標準的な緑化工の単価が、外来種を用いた工法の市場調査により決定されたものであるため、生物多様性に配慮した工法の選択を難しいものとしている実態がある。</p> <p>もし、行動指針において踏み込んだ記述が可能であれば、外来種を使用しない工法を広く自然地域で使用する、工事発注において適正な単価を用いて予定価格を積算することを記述すべきであり、少なくとも「積極的な採用」が必要とすべきである。</p>

42	23	<p>次の文章を追加願いたい。</p> <p>→ 「また、地域の伝統的土地利用や農地、里地里山の管理を見直し、外来種の広がりにくい環境を保全するための取り組みが重要です。住民や市民団体と一体となった、地域の自然再生、保全管理に継続して取り組むことが最重要です。」</p>	<p>道路法面等の緑化においては、地域性種苗や国内産在来種を用いる工法や、外来種を使用せずに森林表土中のシードバンクを利用する工法、自然侵入を促進する工法などが既に開発されている。国土交通省では、そういった工法の採用のため、「道路土工指針」に技術的基準を既に示している。しかし、それらは、外来種を使用する緑化工法に比較して、工事費が割高なものとなるため、国立公園の特別地域など、自然環境への配慮が必須の場合を除けば、あまり採用されていない。</p> <p>その原因として考えられることに、ひとつは、公共事業で施工単価の高額な工法を採用することは、会計検査などにより無駄遣いと指摘される懸念があることがあげられる。</p> <p>もうひとつは、請負工事費の積算に使用される標準的な緑化工の単価が、外来種を用いた工法の市場調査により決定されたものであるため、生物多様性に配慮した工法の選択を難しいものとしている実態がある。</p> <p>もし、行動指針において踏み込んだ記述が可能であれば、外来種を使用しない工法を広く自然地域で使用すること、工事発注において適正な単価を用いて予定価格を積算することを記述すべきであり、少なくとも「積極的な採用」が必要とすべきである。</p>
43	19	<p>次のように修正願いたい。</p> <p>「もしくは外来種に係る専門的知見を有する」</p> <p>→ 「もしくは地域の生物や生態系に精通し専門的知見を有する」</p>	<p>外来種対策は単独の問題ではなく、地域の土地利用や環境保全と一体として考えるべきであり、外来種の知識・知見に限らない。</p>
43	20	<p>次のように修正願いたい。</p> <p>「侵略的外来種の防除等を通じて」</p> <p>→ 「継続的な保全活動やモニタリングによって」</p>	<p>外来種対策は単独の問題ではなく、地域の土地利用や環境保全と一体として考えるべきであり、外来種の知識・知見に限らない。</p>
43	23	<p>次のように修正願いたい。</p> <p>「進めることにより、より効果的、効率的な防除となることが求められます。さらに、これまで防除に関わっていない団体においても、従来の活動に加え、防除等の活動にも貢献していくことが求められます。」</p> <p>→ 「進めることで、将来的には、地域の土地利用計画や環境保全活動の中心的な役割を担っていく中で外来種に対しても適応的に対応していくことが求められます。」</p>	<p>外来種の問題は全国あまねく共有し、多様な主体が一体となって取り組む必要があるため、市民団体による継続的な教育、普及啓発活動や保全活動が重要であり、将来的には、地域における活動は市民・住民が主体となって行政・研究者・事業者がサポートするような形で行うことが望ましい。</p>

43	36	<p>次のように修正願いたい。 「外来種被害予防三原則、外来種がわが国の生物多様性や社会等に与える影響や外来種問題が起きている背景等について教育していくことが求められます。」 → 「地球や生命の歴史、国土の成り立ちと自然史教育、多様な自然体験や博物学知識の習得を目指した教育を行い、生物多様性についての正しい知識や体験を習得し、その中で有用生物の利用や外来種の問題について習得することを目指した教育を行うことが求められます。」</p>	<p>自然史教育や博物学的見識をもつことが生物に対する正しい知識の取得には必要で、実践的・体験的習得による教育を進めることが将来の対策に重要となると考える。 「外から来る生き物が悪者である」というような意識を受けつけることは問題の解決にはならない。</p>
44	2	<p>段落末に次の文章を追加願いたい。 → 「・生き物や生態系に関する正しい知識を、深い理解力をつけるため、また、主体的に問題を認識し判断する力をつけるため、博物学的教育に努める。生物・生態系に対するより深い認識をもつことで、地域の自然を守ることを大切に思う基礎的素養を醸成する。」</p>	<p>行政・市民・業界がともに共通の認識を持つことが重要であり、持続性につながる。 適地的植物、適切な利用、外来種の定着しにくい生物多様性豊かな地域づくりは、最大限有効な対策でもあり、最終的な目標のひとつでもあると考える。</p>
45～	3章全体	<p>国や地方自治体、事業者の実施する事業や実施計画、防除方法等について具体的内容を書くべきである</p>	<p>実施者が検討作業に入って、具体的な公共事業のあり方や実際に取り組む行動内容を記していないと実効性の乏しいものになってしまう。 また積極的な取り組みを支援するためにも突っ込んだ記載をするべきである。</p>
45	22～	<p>(外来種問題の普及啓発と教育の推進について:緑化植物等有用植物に対する啓発と教育)の中で、具体的な有用性について詳しく説明するように再検討願いたい。 別添、植物リストに対する指摘の中で有用性について述べているので参考にしたい。</p>	<p>日本の山地には明治中期をピークに太平洋戦争後まで約300万ha(国土の約8%)ものはげ山が存在していたが、その後の緑化事業の進捗によって急速に森林が回復して日本の山からはげ山は消えた。その中で多く使用されたのが牧草(外来緑化植物)であった。 外来牧草は、施工直後に発芽し、施工斜面を緑で覆い表面侵食を防ぎ、多量の有機物を供給して木本植物の侵入を可能にする役割を果たす。木本植物が大きくなり日光が遮られるようになると衰退して消失する。植生遷移初期の重要な役割を果たす存在である。 また、外来緑化植物にも多種類存在し、それぞれ異なった特徴があり施工現場の環境に適した種を選択し、適切に管理すれば植物生態系の攪乱を起こすことは避けられる。 オオクチバスやマンギース等の動物とは違い、外来緑化植物は人間生活に有益な存在であり、大いに活用されてきた。外来種という括りで普及啓発・教育が行われぬように配慮をお願いしたい。</p>

48	2	次の項目を追加願いたい。 → 「・現在各種事業で使用されている仕様書やマニュアルの内容を精査し、必要な部分を改定する」	リストを作成しても、実際の事業で取り込まれなくては意味がない。 実際の事業がどのようなプロセスで決定しているのか整理し、問題点を抽出し、対応していなくては問題は解決しない。
48	11	次のように修正願いたい。 「リスト掲載種の利用抑制、」 → 「リスト掲載種を使用しない事業や工法の促進・採択、リスト掲載種の利用抑制、」	公共的な事業で積極的に取り組む姿勢を示すべきである。
48	13	次のように修正願いたい。 「(環境省、農林水産省)」 → 「(環境省、農林水産省、国土交通省)」	国土交通省所管箇所での事業も対象となっていることを反映すべきである。
48	25	次のように修正願いたい。 「代替種の開発やその利用の促進等を進めます。」 → 「代替種を開発しその利用の促進を図るとともに、既存の代替種利用方法や外来種を使用しない方法を積極的に採用します。また、やむを得ない場合でも使用量や使用範囲を抑制する事業を検討し実施します。」	15頁～16頁の説明と同内容であるが、国として責任ある態度で促進する必要があり、外来種の使用を抑制した、もしくは使用しない方法を採用することを明確に目標とすべきである。
49	13	次のように修正願いたい。 「更新等を行い、その普及啓発を推進します。(環境省、農林水産省)」 → 「更新等を行うとともに、各種事業に使用されている仕様書やマニュアルを適宜改訂し、普及啓発につとめるとともに効果的な外来種対策を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)」	リストの策定だけでは片手落ちである。リストを作成するのであれば、実際の各種事業で反映できるよう、周辺整備が必須である。 具体的には土工指針、市場単価表、各種マニュアル、事業の単年度発注、検査方法の規定などである。
49	24	次のように修正願いたい。 「郷土種のみによる緑化工等」 → 「地域性種苗や国内産在来種を用いた緑化工等」	現在「郷土種」というと、外国産在来種の種苗が含まれてしまうので、遺伝的攪乱を避けた地域性種苗や国内産在来種による緑化をするためにはこのような標記に修正する必要がある。
52	21	次のように修正願いたい。 「被害の深刻度(保全対象地域の重要性)」 → 「被害の深刻度、保全対象地域の重要性」	「被害の深刻度」と「保全対象地域の重要性」が同義とは考えにくいので、それぞれの定義付けを明確にした上で、表現を考えるか、分けて書いていただきたい。
64	20	次のように修正願いたい。 「郷土種のみによる緑化工等」 → 「地域性種苗や国内産在来種を用いた緑化工等」	現在「郷土種」というと、外国産在来種の種苗が含まれてしまうので、遺伝的攪乱を避けた地域性種苗や国内産在来種による緑化をするためにはこのような標記に修正する必要がある。

65	30	次のように修正願いたい。 「郷土種のみによる緑化工等」 → 「地域性種苗や国内産在来種を用いた緑化工等」	現在「郷土種」というと、外国産在来種の種苗が含まれてしまうので、遺伝的攪乱を避けた地域性種苗や国内産在来種による緑化をするためにはこのような標記に修正する必要がある。
----	----	---	---